平成30年3月弘前市農業委員会総会議事録

平成30年3月23日午後3時00分、弘前市農業委員会総会を弘前市立中央公民館岩木館「2階大ホール」に招集する。

出席委員 24名

1番　前田　優考　委員	3番　町田　功　委員	2番　須藤　秀人　委員
4番　山本　修平　委員	5番　三上　悦治　委員	6番　進藤　司　委員
7番　佐藤　剛郎　委員	8番　山内　知人　委員	9番　成田　繁則　委員
10番　石岡　千鶴子　委員	11番　岩谷　裕子　委員	12番　相馬　司幸　委員
13番　小嶋　勇成　委員	14番　木村　芳文　委員	15番　伊藤　公正　委員
16番　小林　政貴　委員	17番　佐藤　耕一　委員	19番　木村　司　委員
20番　三上　幸雄　委員	21番　奥元　勝義　委員	23番　櫻庭　潤　委員
24番　白濱　不二男　委員	25番　外﨑　眞司　委員	26番　棟方　健　委員

欠席委員　1名

18番　鳴海　忠三郎　委員

出席事務局　8名

事務局長	鎌田　雅人	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
岩木分室分室長	笹　淳平	相馬分室総括主査	藤田　徹
事務局主査	田澤　磨美	事務局主事	相馬奈津美

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第19号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第20号　農地転用許可に係る意見について
議案第21号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第22号　農用地利用集積計画の決定について
議案第23号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第24号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第25号　農地の買受適格証明願の証明書の発行について
議案第26号　弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について
議案第27号　別段の面積の設定の必要性について
議案第28号　引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）

報告第8号　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第10号　市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について
報告第11号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。
携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ながらくお待たせいたしました。
ただいまから平成 30 年 3 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。
総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

欠席者の通告があります。
議席番号 18 番鳴海忠三郎委員の 1 名であります。
ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。
よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。

6 番進藤司委員、7 番佐藤剛郎委員、8 番山内知人委員、
以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の田澤磨美主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 19 号を議題といたします。

議案第 19 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 19 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件

事務局次長　19,785㎡、畑12件34,497㎡、合計19件54,282㎡であります。
　また、使用収益権関係は、田12件90,399㎡、畑17件133,500㎡、合計29件223,899㎡ であります。
　なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。
　以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る3月14日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。
　当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、進藤司委員、佐藤剛郎委員、それに私、町田であります。
　3条許可申請について、新規就農による申請1件、法人の新規就農による申請1件について事情聴収を行いました。
　10ページをお開きください。
　使用収益権関係、受付番号56番、57番について申し上げます。
　申請人は農家出身であり、自身もりんご農家になりたい思いから本申請に至ったと申し述べておりました。
　実家が農家のため、農作業経験があり、申請地では父の指導の下、営農するとの事で、技術等、特に問題はないと判断しました。
　続きまして、21ページをお開きください。
　使用収益権関係、受付番号83番について申し上げます。
　申請人である法人は、りんご農家を主とした構成員で設立され、現在はりんご並びにりんごシードルの製造に取り組んでいると申し述べておりました。
　申請地ではりんごを作付し、販売とりんごシードルの製造を行うとの事で、農作業経験等は十分にあり、技術力等、特に問題はないと判断しました。
　この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号については、いずれも該当しないと認められました。
　また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も許可相当であると考えられました。
　以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第19号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第19号は、許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第20号を議題といたします。

議案第20号は「農地転用許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 20 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び同法第4条第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑1件321㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。
24ページをお開きください。
調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 2 番は、第一種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる農業用施設等であることから、転用可能となるものであります。
また、許可後すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。
以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。
以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第20号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第20号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第21号を議題といたします。

議案第21号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定

議　　長　　の許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 21 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 442 ㎡であります。

また、使用収益権関係が、畑 2 件 1,281 ㎡ であります。

なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。

27 ページをお開きください。

調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 11 番は、農地区分が第二種農地で、第三種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、第一種農地の例外許可事由に該当することから、代替土地の検討を要せず転用可能となるものであり、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

28 ページをお開きください。

使用収益権関係の受付番号 3 番及び 4 番は、農地区分が第一種農地で、原則不許可の農地区分ですが、3 番は不許可の例外規定となる周辺居住者の施設等で、集落に接続して設置されるものであること、4 番も不許可の例外規定となる農業用施設等であることから、転用可能となるものであります。2 件とも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

また、いずれも計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。

以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 21 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませ

議　　長	んか。 （異議なし） 異議ないものと認め、議案第21号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第22号を議題といたします。 議案第22号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第22号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。 提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件1,758㎡、畑5件51,560㎡、合計6件53,318㎡であります。 また、使用収益権関係では、田8件45,761㎡、畑2件4,686㎡、合計10件50,447㎡であります。 なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。 以上であります。
議　　長	農地流動化推進副委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。
推進副委員長	議案第22号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る3月9日、鳴海忠三郎委員長と私、奥元と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。 基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。 さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。 33ページをお開きください。 所有権関係、受付番号65番及び35ページ使用収益権関係、受付番号18番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。 36ページをお開きください。 使用収益権関係、受付番号19番から37ページ24番については、農地中間管理事業の実施のため、公益社団法人あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。 以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると

推進副委員長　考えられました。
　以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第22号について、御審議願います。

　御質問等ございませんか。

　（な　し）

議　　長　議案第22号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

　（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第22号については、計画のとおり決定いたします。

　次に、議案第23号を議題といたします。

　議案第23号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

　事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 23 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。
　提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係は田2件9,779㎡、畑8件37,866㎡、その他1件14㎡、合計11件47,792㎡であります。
　また、使用収益権関係では、田1件9,288㎡、畑1件1,246㎡、合計2件10,534㎡、であります。
　なお、今回提出されました13件につきましては、所有者からの申し出により、地区を担当する委員及び推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第3項の全ての要件を満たす受け手の掘起し及び調整にあたった結果、交換が2件、売買が9件、賃貸借2件が整ったものであります。43ページの所有権関係、受付番号 23 番及び 44 ページの使用収益権関係、受付番号 4 番については、農地所有適格法人の要件を満たしておりますし、受付番号 5 番は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおおり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも農用地利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。
　以上であります。

白濱不二男委員　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

　（白濱委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に40ページの所有権関係受付番号14番及び15番について御審議願います。

　御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　所有権関係、受付番号 14 番及び 15 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 23 号のうち、所有権関係受付番号 14 番及び 15 番については、要請することに決定いたします。

白濱委員の着席をお願いいたします。

（白濱委員着席）

前田優考委員　　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（前田委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に 44 ページの使用収益権関係受付番号 4 番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号 4 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 23 号のうち、使用収益権関係受付番号 4 番については、要請することに決定いたします。

前田委員の着席をお願いいたします。

（前田委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 23 号のうち、所有権関係、受付番号 14 番及び 15 番と使用収益権関係、受付番号 4 番を除く申請について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 23 号のうち、所有権関係、受付番号 14 番及び 15 番と使用収益権関係、受付番号 4 番を除く申請については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、所有権関係、受付番号 14 番及び 15 番と使用収益権関係、受付番号 4 番を除く申請については、要請することに決定い

議　　長　　たします。

次に、議案第24号を議題といたします。

議案第24号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第24号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。
提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田7件44,591㎡であります。
なお、この7件につきましては、先の議案第22号で決定されました利用集積計画のうち36ページの使用収益権関係、受付番号19番以降の6件及び議案第23号で要請が決定しました44ページの使用収益権関係、受付番号5番において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規定に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けるものであります。
議案書記載のとおり、農地所有適格法人の要件も含め、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、農用地利用配分計画案は適当と認められるものあります。
以上であります。

前田優考委員　　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（前田委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に50ページ使用収益権関係、受付番号21番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号21番については、計画案に異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第24号のうち、使用収益権関係、受付番号21番については、計画案に異議がないものと決定いたします。

前田委員の着席をお願いいたします。

（前田委員着席）

議　　長　　それでは、議案第24号のうち、使用収益権関係、受付番号21番を除く申請について御審議願います。

議　　長　　御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 24 号のうち、使用収益権関係、受付番号 21 番を除く申請については、計画案に異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 24 号のうち、使用収益権関係、受付番号 21 番を除く申請については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 25 号を議題といたします。

議案第 25 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 25 号は「農地の買受証明願の証明書の発行について」であります。
提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。
本会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 5,170 ㎡であります。なお、願出人の詳細については、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたしますが、この願出は国税徴収法に基づく公売に参加するためのもので、本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があった時は、事情が異なる場合を除き、ただちにこれを許可するものであります。
以上です。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で買受適格証明願の証明書の発行について審査したので、その結果について申し上げます。
53 ページをお開きください。
受付番号 1 番について申し上げます。
願出人は現在、大豆並びにねぎを主として作付しておりますが、経営規模拡大のため、申請地で水稲を作付したいと申し述べておりました。農作業経験も十分にあり、技術力等、特に問題ないと判断しました。
以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号についてはいずれも該当しないため、証明書の発行は適当であると考えられました。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 25 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第25号は証明することとし、当該願出人が買受人となり、農地の所有権移転の許可申請書の提出があったときは、これを許可するものと決定いたします。

次に議案第26号を議題といたします。

議案第 26 号は、「弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 26 号は、「弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」であります。
提案理由は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」の一部改正等に伴い、弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部を改正したいので、本会の承認を求めるものであります。
このあっせん基準は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法ですが、第18条に農業委員会は、あっせんを行うにあたっては経営規模の拡大、集団化及び農地保有の合理化に資することと規定されているため、その基準を定めているものであります。また、農用地利用集積計画による所有権移転の際には、譲受人は農地移動適正化あっせん譲受け候補者等名簿に登録されている必要があり、基準を満たす農業者の申し出に基づいて、名簿を整備しているところであります。今回の基準の改正は、国の実施要領の一部改正を受けてのものですが、55 ページ以降に新旧対照表があります。改正部分は太字で表示していますので、御覧ください。
それでは、主なものを説明いたします。
左側にありますけれども、改正案の2、農用地等の権利を取得させるべき者ですが、これは農業を営む者の中に農地所有適格法人のほか農地法第 3 条第 3 項、いわゆる常時従事しない個人や一般法人ですけれども、それと農業後継者及び新規就農を希望する者を含むこととするものであります。パージをめくっていただいて、56ページになりますが、4　農地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位ですが、認定農業者が第 1 順位であったものから、先ほどの農業を営む者を第 1 順位として認定農業者又は認定就農者を優先する内容に変更するものであります。
次に、56 ページから 57 ページにかけての 8　あっせんの（1）には、あっせんの手順を記載しておりますが、なお書きで、まず申出者の同意を得て、農地中間管理事業の活用で調整し、同意を得られない場合にあっせんを行うこととする内容を書き足しております。また、(7) では、今まで2人のあっせん委員を指名することとしていましたが、推進委員1名以上をあっせん委員に指名することに改正するものであります。
この他は、名称等の訂正や削除となっております。
以上が、あっせん基準の改正となります。
それでは、58ページを御覧いただきたいと思います。

事務局次長　　これは、あっせん基準細則の改正部分の案になります。
あっせん基準を満たす農業者を営む者を譲受等候補者名簿に登録し、あっせんの受け手としております。特に所有権移転の場合には、登録が必要になります。その基準の 1 つに、基準面積があります。この 3 の文中に「別に定める場合」とありますが、55 ページにお戻りください。中段にあります、3　農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者についての要件があります。その（1）を要約すれば、取得後の経営面積が別に定める場合を除き、農業委員会で定める基準面積を超えることとなっておりますので、別に定めればその面積要件を満たさなくてもあっせんを受けられるものであります。そこで 58 ページの基準細則になりますが、(3) に元々あった新規就農希望者と認定農業者に加えて、認定就農者と認定は取っていなくても人・農地プランに位置づけられた中心経営体であれば、あっせんの相手方になるように追加しようとするものです。
　最後に、59 ページです。
　別表 1 が、基準面積の変更案になります。
　この基準面積は、農林業センサスの結果を基にして、区域の農家の平均経営面積以上で定めることになっておりますので、経営形態ごとの区域の平均面積を下回らない面積を基準面積として見直すものであります。
　なお、別表 2 は、経営形態別の基本面積を示したものでありまして、これは市が定めている農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想で示している目標面積との整合性をとったものであります。
　以上であります。

議　　長　　それでは質疑に入ります。
　ただ今の説明について御質問ございませんか。

外﨑眞司委員　　これは、いつ頃から施行されるものですか。

事務局職員　　今日の総会で可決いただきますと、県の認可が必要なものですから、すぐ送付して、今月中には施行の予定です。

議　　長　　他に質問ありませんか。

（な　し）

議　　長　　質疑なしと認め、質疑を終了します。

　討論を行います。
　討論はありませんか。

（な　し）

議　　長　　討論がないようですので、討論を終了します。

　採決いたします。

　議案第 26 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第27号を議題といたします。

議案第27号は、「別段の面積の設定の必要性について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第27号は、「別段の面積の設定の必要性について」であります。
提案理由は、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定の必要性について、本会の審議を求めるものであります。
農地法上の下限面積、いわゆる5反歩要件については、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が別段の面積として5反歩未満で定めることができることになっておりますので、その必要性について審議願うものでありますけども、詳細につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　61ページをお開きください。農地法施行規則第17条第1項に定める基準について申し上げます。
2015年農林業センサスでは、当市全体の40アール未満の農家戸数は、全農業戸数の16.56%で、規則に定める40%を下回っており、農地法施行規則第17条第1項に定める別段面積を設定できる基準に該当しておりません。
ただ、地区別に見てみますと堀越地区が44.0%であることから、堀越地区に40アールの別段面積を設定すべきか否かについて検討しました。
検討の結果、堀越地区と同様に水稲を主作とする営農形態である豊田・和徳地区が設定できる基準に該当しないため引き下げできないこと、また、仮に堀越地区に限定して、10アールだけ引き下げることについては、市全体からみても必要性はないものと考えられました。
次に、62ページをお開きください。農地法施行規則第17条第2項に定める基準について申し上げます。
規則によりますと、遊休農地が相当程度存在する場合は、先ほど申し上げた基準を適用せずに別段面積を設定できることから、このことについても検討しました。
農林業センサスでは、当市の農地面積に占める耕作放棄地の割合は、7.0%で、青森県の13.8%を大きく下回っております。
一方で、29年度の利用状況調査の結果によれば、遊休農地面積は、1,547アール減少していることから、農地法施行規則第17条第2項の基準にも該当しないと考えられます。
以上のことから、現時点では、別段の面積は設定しないことが妥当であると判断いたします。
以上、報告します。

議　　長　　それでは、議案第27号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございま

議　　長　　せんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 27 号は、「別段の面積を設定しない」ことに決定いたします。

次に、議案第 28 号を議題といたします。

議案第 28 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 28 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。
提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 第 32 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数は 1 件であります。
農業を営んでいた被相続人から農地等を相続で取得し、農業を継続する場合には、農業相続人に課税される相続税の納税猶予の特例を受けていることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この 1 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められるものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日までの期間について証明するものであります。
以上であります。

議　　長　　それでは、議案第 28 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 28 号は、原案のとおり証明することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 28 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 8 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 8 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。別紙のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に

事務局次長　よる農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田4件78,910.94㎡、畑18件202,698㎡、合計22件281,608.94㎡であります。
なお、届出理由につきましては、67ページ以降の30,012番及び68ページの30,017番が時効取得でありまして、その他の届出事由は相続であります。
以上であります。

議　　長　報告第8号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第9号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第6号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が田1件279㎡、5条関係が畑2件769㎡であります。
なお、届出理由につきましては、4条関係が75ページ、5条関係が76ページのそれぞれの届出理由欄に記載のとおりであります。
以上であります。

議　　長　報告第9号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第10号「市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第10号は、「市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について」であります。
市街化区域内の農地転用を目的とした農地買受適格証明願があり、これを受理し、証明書の発行をしたことを報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑1件1,200㎡であります。この1件は、国税徴収法に基づく公売に参加しようとするもので、買受理由は宅地分譲であります。
なお、今日までに仙台国税局から本公売は成立しなかった旨の連絡が入っておりますので、議案書本文の3行目以降のなお書き、「なお当該願出人が買受人となり」からの下りの3行ですが、これが無くなりましたので、議案書からの削除をお願いいたします。
以上であります。

議　　長　報告第10号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第11号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	報告第 11 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。 別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 25,078 ㎡、畑 3 件 25,503 ㎡、合計 9 件 50,581 ㎡であります。 なお、解約理由につきましては、82 ページから 83 ページにかけての解約事由欄に記載のとおりでございます。 以上であります。
議　　長	報告第 11 号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。 ［閉会時刻 15 時 53 分］